

医療費通知のお知らせ

ペガサス健康保険組合に加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、「医療費のお知らせ」を発行しています。今回は令和4年3月～8月診療分までのものを、加入者の皆様に送付いたします。医療費のお知らせを確定申告の医療費控除に活用することができます。確定申告の時期まで、大切に保管ください。また、マイナンバーカードに健康保険証を登録すると下記のメリットがあります。

マイナンバーの健康保険証利用はこちらをご覧ください



<input checked="" type="checkbox"/> ピットするだけで、病院の受付を完了できる！	<input checked="" type="checkbox"/> 高額療養費の一時的な支払いが不要に！
<p>顔認証（または4桁の暗証番号）によりカードリーダーで本人確認。受付でかかる時間の短縮が期待できます。</p>	<p>入院などで、医療費が高額になった場合に申請する限度額適用認定証の交付手続きが省略でき、高額療養費制度の限度額を超える一時的な支払いが不要になります。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険証としてずっと使える！	<input checked="" type="checkbox"/> マイナポータルで特定健診・薬剤情報をいつでも確認できる！
<p>転職や就職してもマイナンバーカードに保険証の利用登録をしていれば、保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。</p>	<p>マイナポータルから特定健診(40歳～64歳までの健診)・薬剤情報を閲覧できるので、自身の健康管理にも役立ちます。また、本人同意のもと特定健診・薬剤情報を医師・薬剤師と共有すれば、より適切な医療を受けられます。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 医療費控除の手続きが便利に！	<input checked="" type="checkbox"/> 処方箋が電子化され、紙で受け取る処方箋が不要になります！
<p>マイナポータルを通じて医療費通知情報を入手できるようになり、所得税の確定申告に利用できます。</p>	<p>令和5年1月(予定)から処方箋の電子化が始まり、処方箋を医療機関から紙で受け取り、薬局に紙の処方箋を渡すことがなくなります。</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> <p>“マイナポイント”は、令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請をした方が対象となりますので、早目に手続きを！</p> </div> </div>	

- ✓ マイナンバーカードが保険証として利用できるのは、オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局です。（ステッカーやポスターが目印）
- ✓ 従来どおり、保険証でも受診できます。

ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ（差額通知）

医療機関から処方される薬には、最初に開発された「新薬（先発医薬品）」と、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で製造される「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」があります。ジェネリック医薬品を選ぶことは、一人ひとりの薬代の節約はもちろん、医療保険制度の医療費の節減にもつながります。ジェネリック医薬品を使用すれば、医療費が1,000円以上軽減される加入者の方に、お知らせをお渡しします。ジェネリック医薬品に切り替えたいときは、まずは医師・薬剤師に相談しましょう。